

(別紙様式1)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

都道府県名： 千葉県
農業委員会名： 市川市

I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	456
自給的農家数	126
販売農家数	330
主業農家数	180
準主業農家数	59
副業的農家数	91

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	836
女性	408
40代以下	101

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	110
基本構想水準到達者	110
認定新規就農者	1
農業参入法人	1
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑			計	
		普通畑	樹園地	牧草畑		
耕地面積	67.3	471.8			539.1	
経営耕地面積	7.5	345.1	101.7	243.4	0	352.6
遊休農地面積	13.0	2.5				15.5
農地台帳面積	31.2	513.1	264.2	248.9	0	544.3

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2 年 7 月 1 9 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	10	10
認定農業者	—	7
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	1
40代以下	—	2
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	6	6	6

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	539.1ha	3.97ha	0.75%
課 題	都市化による営農環境の悪化、農業従事者の高齢化、後継者不足などにより利用集積が進まない。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 4.20ha (うち新規集積面積 0.7 ha)
	目標設定の考え方:市川市は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」で利用集積を進めるとしており、農業委員会としても農業振興課と連携し当該目標の達成を目指す必要がある。目標数値は、前年度実績を考慮し定めた。
活動計画	公式ウェブサイト等を活用し、農地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知するとともに、農地所有者を対象に意向調査を実施する。9月～12月 意向調査をもとに担い手への利用集積が可能な農地をあっせんする。また、公式ウェブサイト等で情報提供を行う。

- ※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
- ※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入
- ※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	0 経営体	1 経営体	0 経営体
	28年度新規参入者数が取得した農地面積	29年度新規参入者数が取得した農地面積	30年度新規参入者数が取得した農地面積
	0 ha	0.3 ha	0 ha
課 題	都市部に位置するため地価が高く、参入に必要な農地の確保が課題。		

- ※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)
- ※2 新規参入者数が取得した面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入□

2 令和元年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	0.7 ha
活動計画	通年 広報スタンドに新規就農に関するリーフレットを設置。公式ウェブサイトにて新規就農に関する記事を掲載して周知。		

- ※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入
- ※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	539.1ha	15.5ha	2.88%
課 題	遊休農地の約60%は接道が無く、水利等が絶たれた水田のため、管理が困難な状況にある。都市化による営農環境の悪化、農業従事者の高齢化、後継医者不足、非農家への相続及び不在地主の発生、仮登記等により遊休農地は増加傾向にあり、遊休農地の発生抑制を解消の両面から対応する必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 2.0 ha		
	目標設定の考え方:遊休農地の所有者等に対する指導によって、遊休農地面積(個人の力では解決できない水田を除く)は目標値を達成しているが、今後も解消を目指すとともに新たな発生を防止する。		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	16人	8月～	11月
	農地の利用状況調査	調査方法	
		1. 農業委員及び農地利用最適化推進委員2～3名構成による調査班を編成し事務局職員とともに調査を行う。2. 管内全域を調査区域とし、道路から目視による巡回調査を実施し、遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等に記録する。3. 土地所有者の特定及び利用意向調査を行う。4. 仮登記農地、農地法第3条第3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地、納税猶予特例適用農地を明確にして調査を行う。	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	12月～1月	1月～2月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	539.1ha	0.2ha
課 題	遊休農地の増加に伴う残土等の不法投棄や農地造成における許可条件違反が農地の確保や有効利用を図る上での障害となる。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の活動計画

活動計画	○違反転用を発見したら、是正の意向、是正までのスケジュール等の聴き取りを実施。○8月リーフレットを配布し、違反転用防止について周知。○毎月 農地パトロールを実施。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入